

○ 令和4年7月8日申請（令和4年（争）第1号～第3号）（卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し）

（1）経過

令和4年	
7月 8日	A社等より、あっせんの申請。(⇒(2))
11日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
26日	あっせん委員（小塚委員、眞田特別委員、白山特別委員）の指名。
8月10日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
18日	A社等から、B社からの答弁書（8月10日付け）に対する意見書の提出。
9月20日	両当事者からの意見聴取。（第1回目）
30日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
10月 6日	両当事者から、あっせん委員からの質問（9月30日付け）に対する回答。
7日	あっせん委員による審議。
18日	両当事者からの意見聴取。（第2回目）
21日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
24日	両当事者から、あっせん委員からの質問（10月21日付け）の一部に対する回答。
26日	両当事者から、あっせん委員からの質問（10月21日付け）の残りの部分に対する回答。
11月 4日	あっせん委員による審議。
10日	あっせん委員による審議。
11日	両当事者からの意見聴取（第3回目） あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	A社等があっせん案を受諾。 B社があっせん案を拒否。(⇒(5)) あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。
18日	委員会から、両当事者に対して、あっせん打切りを通知。
令和5年	
2月 1日	あっせん案をふまえ、両当事者間で合意が成立。(⇒(6))

（2）申請等における主な主張

A社等は、B社から4G通信サービス（以下「4Gサービス」という。）に係る卸電気通信役務（以下「卸役務」という。）の提供を受け、これを再販する事業を行っている。しかし、B社の5G通信サービス（以下「5Gサービス」という。）の提供開始を契機に、B社からA社等への5Gサービスの卸料金については4Gサービスの卸料金に比較して大幅値上げを通告された。当該卸料金の値上げは到底納得できるものではなく、ユーザ保護の観点から暫定合意の上でサービスを開始し、継続して卸料金に関する協議を重ねてきたが、平行線のまま協議不調との判断に至ったところ、4Gサービスの卸料金と同一金額となるよう、卸料金の大幅値上げに対する詳細の情報の開示を含めあっせんに申請する。

（3）答弁書等における主な主張

5Gサービスは4Gサービスとはネットワーク構造が異なり、原価が上昇してい

る。

5Gサービスでは、全MVNOに対して同額の卸料金を提示する一方で、販売数等を踏まえた販売支援策を提案し、A社等とも合意している。加えて、当該合意時に、販売支援策について市況を見ながら積極的に支援提案を行うことを表明し、四半期に1度のみならず数多くの提案を行い、A社等の意向も反映させた内容で都度合意している。

特定のMVNOに対してのみ低い水準の料金を適用することは、当該卸料金の差分について、他MVNOやB社が多く負担することになり、MVNO間の公平性に欠けることになり適当でない。

5Gサービスの卸料金を前提とした卸規約及び販売支援策にすでに合意しているにも関わらず、合意後の段階で5Gサービスの卸料金を4Gサービスの卸料金と同額にすべきとの主張には合理性がなく、受け入れがたい内容である。

(4) あっせん案の概要

- ・ 5Gサービスの卸料金の値上げについては、期間限定で「激変緩和措置」を講ずることに一定の合理性が認められることから、A社等の実質卸料金は、B社からの販売支援金額の水準は原則維持しつつ販売支援金等の支給期間の延長等を考慮した料金とする。
- ・ あっせん案の契約条件は、新規合意契約締結後に獲得される契約に適用する。ただし、逸失利益を考慮した支援金等を用意する。
- ・ あっせん案に基づく新規契約は、所定の期間経過後に、あっせん案の遵守を前提に協議することとする。

(5) あっせん案の受諾拒否の主な理由

B社としては、次の理由により本あっせん案を受諾できない。

(理由)

あっせん案は、「激変緩和措置」という理由のみで各ユーザの契約期間が継続する間に支払う支援金の支給期間を延長すべき根拠が明確ではなく、また、多額の支援金をB社負担で長期にわたって維持する理由が見当たらない。いずれにせよ、MVNO間の公正競争に与える影響が余りにも大きく合理性があるとは言い難いものであることから受け入れがたい。

(6) 当事者間の合意成立

あっせん打切り後、あっせん案をふまえて両当事者間で協議を重ねた結果、合意に至った。